

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

◆ 予定納税の減額申請

Q : 私は、昨年の11月に、それまで個人で営んでいた事業を法人組織に改めました。ところで、昨年の事業所得の金額を基に予定納税額の通知がきましたが、今年の所得は会社からの給与所得だけになり、毎月源泉徴収されています。通知された予定納税額は納めなければならないのでしょうか。

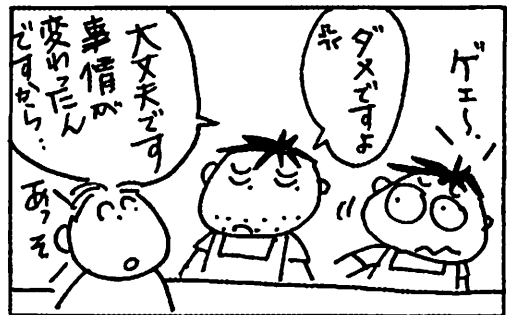
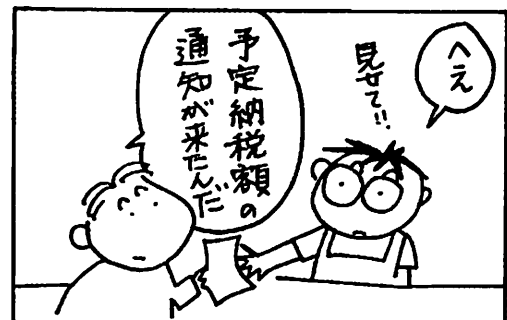
A : 予定納税額の減額承認申請書を提出すれば、予定納税額は納めなくてよいことになります。

【解説】

予定納税は、前年の実績に基づいて所得を予定し、予定納税基準額を計算するのですが、実際には、事情が変わって所得が減少するような人に対してまで原則どおりの納税を行わせることは適当ではありません。

そこで、事業廃止などの場合で、その年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、その年7月15日までに所轄税務署長に対して予定納税額の減額の承認を申請することができます。

ご質問の場合、おそらく申告納税見積額はゼロになると思われますので、7月15日までに予定納税額の減額承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、予定納税額は納めなくてよいことになります。



KIMIYO-I